

# 高知くらしの護身術

303

## 買え買え詐欺

### 小包、宅配便指示に注意

(2013年11月12日掲載原稿)

ある業者が提供する商品や権利を、別の業者が勧誘して契約させようとする「買え買え詐欺（劇場型勧誘）」の相談が後を絶ちません。

最近では、振り込め詐欺対策のために行われている口座凍結を避けるため、銀行振り込みではなく、郵便小包や宅配便を使って現金を送らせようとする手口が目立ちます。

郵便法では現金を送る場合「書留」で送ることが義務付けられています。宅配便で現金を送ると、万が一のことがあっても補償されません。運送会社の約款では現金の入った荷物は引き受けを拒絶することがあるとされています。宅配便の伝票に「衣類」「化粧品」など事実と違うことを記入して現金を送ってしまうと証拠も残らず、お金を取り戻すことが極めて困難になります。郵便小包や宅配便を使って現金を送るよう業者が指示すること自体、通常ではありえません。決して指示に従ってはいけません。

また、注文していない健康食品を強引に契約させ、勝手に商品を送付してくる「健康食品の送り付け商法」についても、最近は代金引換だけでなく、商品と一緒に現金書留の封筒が入っている場合があります。業者が支払い方法を郵便小包や宅配便、現金書留に指定するなど不審に思うことがあれば、すぐに最寄りの消費生活センターや市町村窓口にご相談してください。

また、買え買え詐欺や送り付け商法のターゲットにされるのは高齢者が多いため、周りの方々の見守りをお願いします。